

運送保険普通保険約款

運送保険申込みのご案内

下記の保険約款および加入料をご了承ください。お申込みになる運送保険は、朝日火災海上保険株式会社を幹事保険会社としてお引き受けいたします。

運送保険申込みにあたってのご案内

- 運送保険加入の申込み手続き**
運送保険のお申込みをされる場合は、ヤマト運輸の送り状の所定欄に必要事項を記入し、運送保険「要・不要」欄の「要」の文字を〇で囲んでください。
なお、運送保険が不要の場合も必ず「不要」の文字を〇で囲んでください。
- 保険約款**
保険責任の始期および終期、保険金を支払う損害の範囲、事故発生時の通知、保険金請求等に関しては、運送保険普通保険約款および特別約款の定めるところによります。
- 加入料**
下記に掲示した運送保険加入料表に基づいて計算した額とします。
- 加入料の支払い**
加入料は、原則、保険のご加入と同時に支払いいただきます。
- 補償金額**
保険事故で保険会社がお支払いする最高限度額です。
- お支払いする保険金**
補償金額を最高限度額とし、荷物が被った実際の損害額をお支払いしますが、損害額の算出方法は荷物の時価額(注)が基礎となります。荷物の時価額(注)を超える補償金額でご加入いただいても、超過部分の保険金は支払われません。

(注) 荷物の価値を金銭的に評価した価格です。荷物の時価額を確認する資料として納品書等がありますが、それがない場合は発送地の市価(時価)となります。

- 事故の通知**
万一事故が起きたときは、まず最寄りのヤマト運輸へすみやかにご連絡ください。
- 保険証券および保険引受証**
特にお申出のない限り、保険証券は発行いたしません。また、送り状をもって保険加入書および保険引受証といたします。(加入成立時に保険に該当する送り状は、保険法第6条に定める契約締結時の書面に該当しません。)
- 引越荷物運送保険**
引越荷物運送保険をお申込みの場合は、ヤマト運輸へお問い合わせください。
- その他**
 - 保険約款および加入料等について、ご不明な点は、ヤマト運輸または朝日火災海上保険までお問い合わせください。
 - お申込みをされる場合は、店頭で備付けの「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」の内容と、ご要望に沿った加入内容であることをご確認いただき、「個人情報取扱い」に同意のうえ、お申込みください。

運送保険加入料表

(1送り状あたり30万円を超える貨物に適用)

(輸送区間) 日本国内各地相互間

保険の対象(対象貨物)	加入料 補償金額1万円につき	補償の内容
一般貨物		●オール・リスク担保
機械類・易損品 (機械・電気製品・糸貝・陶磁器)	10円(※)	●運送保険普通保険約款付
特別易損品 (宝石・ガラス製品・右金製品)		●実損払い特別約款付
引越荷物	20円(※)	●引越荷物運送保険特別約款付 (個人引越荷物に限ります。)

ただし、欄外に記載の各項目の内容により引き受けます。

上記の加入料表に記載のない荷物の場合は、朝日火災海上保険株式会社とその都度協議のうえ、その条件・加入料を取り決めます。

(※) ただし、最低加入料は1送り状(発送原票)につき50円です。

○この加入料表は小口貨物運送保険で除外された荷物で、トラック、鉄道輸送(各フェリー・航送を含みます)、各運送輸送扱いおよび航空輸送されるものに適用されます。

○沖縄県への仕向荷物でフェリー・航送による場合の加入料は、左の表の各10円増となります。

○この保険では、次の荷物は原則、お引き受けできない荷物となっております。ただし、別途条件を定め、お引き受けする場合があります。

- ①貨幣紙類・小切手・有価証券その他これらに準ずるもの
- ②金・銀・白金の地金
- ③美術品、骨とう品、宝石類(お引き受けする場合でも、修繕後の「格落ち損害」については保険金をお支払いいたしません。)
- ④家畜および生動物
- ⑤生鮮食料品および青果物

○ばら積貨物およびこれに準ずるもののお引き受けは国内運送保険標準料率表の条件・料率に従います。

- 第1条 (保険金を支払う損害一貨物に生じた損害)**
(1) 当会社は、この保険が付けられた貨物(以下「貨物」といいます。)に生じた次の損害に対して、この約款に依り、保険金を支払います。
① オール・リスク担保 条件の場合には、すべての偶然事故によって生じた損害。
② 「引越荷物運送」条件の場合には、火災、雹害、暴風、もしくは輸送用具の衝突・転倒・振動・落下・不時着・沈没・座席・座席上において生じた損害または共同海損損害報告
- 第2条 (保険金を支払う損害一費用の損害)**
(1) 当会社は、前条に定める損害のほか、次の費用の損害に対して保険金を支払います。
① 損害防費用 ② 救助費用
③ 貨物または輸送用具に保険事故が発生した場合において、貨物を保険証券記載の仕向地へ輸送するために要した費用(中間地における荷卸し、座席付、保管または再積込みの費用を含みます。)をいいます。ただし、原運契約によって運送人が負担すべき費用について通常発生すべき費用または被保険者が仕向地に支出した費用を除きます。
④ 共同海損分担額 運送契約に定められた法またはロー・コンソートワーブ規則もしくはその他の規則により発生した共同海損損害報告書によって、被保険者が支払うべき額をいいます。
- 第3条 (保険金を支払わない損害一その1)**
(1) 当会社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
① 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人(以下「当事者」を含む。)が故意またはその法人の理事、取締役その他の業務執行権限を濫用した結果をいいます。もしくは使用人の故意または重大な過失、ただし、上記の代理人および使用人についてははらに賠償する者を除きます。
② 貨物の輸送に従事する者か、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の代理人もしくは使用人である場合には、これらの者の故意
- 第4条 (保険金を支払わない損害一その2)**
(1) 当会社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
① 貨物の自然の消滅または性質もしくは欠陥によって生じた自然発火・自然発熱・むれ・かび・腐敗・変質・変色・さび・蒸発・昇華その他の不完全
② 荷造りの不完全
③ 輸送用具、搬送方法または輸送に従事する者が批准(中間地からの出倉および積込)・寄積場からの積込をいいます。この時、貨物を安全に輸送するために適していなかったこと、ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人がいかなる事故も知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合を除きます。
④ 運送の遅延
(2) 当会社は、(1)に於いて、保険金を支払いません。
- 第5条 (保険金を支払わない損害一その3)**
(1) 当会社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
① 戦争、内乱その他の乱
② 水または水中にある雷害または電雷の発生
③ 空力によることと奇と奇を問わず、捕獲、沈没、押戻または押収
④ 輸送または積込以外に発生した暴行(暴行または暴行の脅威)による被害
⑤ ストワード、ロッカー、その他の労働者執行または労働争議参加者の行為
⑥ 10人以上の乗客・乗組の全部または一部に限りませんが、強力的かつ暴力的な行動およびこの行動に際して当該乗客・乗組の一部によりなされた暴行(放火および盗取を含みます。)ならびにこれらに関連して生じた事件
⑦ 原子核または原子核の崩壊、ただし、医学用、科学用または産業用ラジオアイソトープ(ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物は含みません。)の原子核反応または原子核の崩壊を除きます。
(2) 当会社は、陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火山その他の損害の事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。地震、噴火もしくはこれら以外の事由により震源または発火の瞬間に生じた損害は、前条に掲げる事故によって生じたものと認定します。
- 第6条 (保険契約と保険金)**
(1) 保険額は、貨物の仕切状面額額(注)または発送の地および目的地における価値を基準として、保険契約を締結した時に、当会社と保険契約者または被保険者との間で協定した額とし、保険契約締結の際、保険金額が貨物の価値を超えていた場合は、保険契約者は、その超過部分について、あらかじめ保険額額を協定しなかった場合は、保険額は保険金額と同額とします。ただし、
① 当該保険金額が仕切状面額額(仕切状面額額が運送し、保険料その他の諸引を合算していない)場合は、これを加算した額をいいます。以下同じ。(注)に、その時価に相当する金額を加算した額を超える場合は、保険金額および保険額はいずれもその超過部分について無効とします。
② 当該保険金額が仕切状面額額(注)より著しく低い場合は、保険額は仕切状面額額と同額とみなします。
(2) 仕切状面額額がない場合は、貨物の発火の発生した時に仕切状面額額(仕向地までの運送料、保険料その他の諸引を加算した額を前条の仕切状面額額(注)とみなします。)
- 第7条 (保険責任の始期および終期)**
(1) 当会社の保険責任は、輸送開始のために、貨物が保険証券記載の発火地における保管場所から限出された時またはその保管場所において貨物の輸送開始の
- 第8条 (危険の要受)**
(1) 保険契約者またはこれらの者の代理人もしくは使用人が保険契約締結の
- 第9条 (群集等の貨物の取扱い)**
(1) 当会社は、本条を適用しない旨の契約がある場合を除き、次の場合に引越荷物として扱われ、保険金を支払いません。
① 貨物が群集とされている間に生じた損害
② 貨物が積戻または、はしはけの仕上りに留められている間に生じた損害
③ 貨物が被覆の完全でない輸送用具(船舶およびはしはけを除く)に積戻されている間に生じた損害。ただし、その積送用具の積戻が通常であったとして合理的な疑念がなければなりません。
(2) (1)の規定は、次の場合にも適用されません。
① 貨物が密閉式の缶詰または強化プラスチック製コップ等に収められている場合
② 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人がいかなる(1)の理由もな
- 第10条 (保険契約の無効)**
保険契約締結の
- 第11条 (保険契約の無効)**
保険契約締結の
- 第12条 (保険契約の無効)**
(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。
① 貨物の全部が滅失した場合
② 貨物の全部が滅失した場合
③ 貨物の全部が滅失した場合
(2) (1)の規定により、おのおの別に保険金額を定めている貨物2以上ある場合には、それぞれ

